

令和8年 第7回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和8年7月30日（木）14時00分

2. 場 所：庄内庁舎 本館3階大会議室

3. 出席委員 9名

会 長	4 番	秋 吉 一 郎
委 員	1 番	久 保 光 輝
	2 番	衛 藤 将 明
	5 番	江 藤 国 子
	6 番	佐 藤 政 也
	7 番	松 田 浩 二
	8 番	佐 藤 誠一郎
	9 番	高 田 英
	10 番	大 津 雄 司
	11 番	竹 林 論 一

4. 欠席委員

3 番 縣 浩一郎

5. 議事参与が制限された委員 1名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長あいさつ

(3) 議 事

- ①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
- ②農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ③農地法第4条の規定による許可申請について
- ④農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑤農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- ⑥農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（農地中間管理事業）
- ⑦その他

(4) その他

7. 出席職員（農業委員会事務局）

局長 生野敏博、総括主幹 大嶋陽一、主事 梶原公太、行政専門員 長松喜久一

1. 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 10名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和8年第7回由布市農業委員会総会を開会いたします。

次第2 会長あいさつ よろしくをお願いします。

2. 会長あいさつ

(議長)

それではこれより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

・・・・・・・・・・異議なし・・・・・・・・・・

異議なしと認めます。

従って、会議は本日1日間と決定しました。次に会議録署名委員の1名を指名します。本日の会議録署名議員は議席番号8番、佐藤誠一郎委員よろしくをお願いします。続きまして採決についてお諮りします。

これから採決します、日程第1から7まですべての件は会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

・・・・・・・・・・異議なし・・・・・・・・・・

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

なお、農業委員会会議規則第12条により、議事参与制限を受ける委員は、退席をすることとなっていますので、よろしくをお願いします。

日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」

(議長)

農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について2件ほどあります。議案説明事務局をお願いします。

【事務局朗読説明】

(議長)

議案第1号から2号につきましては報告ということで了承いただきたいと思います。

日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議長)

日程第2、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について5件ほどあります。議案説明を事務局よろしくをお願いします。

【事務局朗読説明】

(議長)

議案 3 号について、説明を私の方から説明します。

議案 3 号、5 ページです。場所は、湊の農免道路で湯平から庄内ぬける農免沿いの湯平大橋の近くです。渡人と受人は兄弟で、渡人の旦那さんが亡くなったということで、弟の受人のが、土地を贈与するという事で話がまとまったようです。

現地を見たときに、畑だけど草は切っているようで、本人は草刈り機で刈っているような状況でした。本人も作業等を今後するという事で問題がないと思います。

審議よろしくをお願いします。

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数で承認します。

議案 4 号について説明を担当の議席番号 9 番、高田委員よろしく。

(高田英委員)

4 号について説明いたします。場所は湯布院庁舎を、やまなみハイウェイに向かう途中の姫野石油というガソリンスタンドがあるのですが、その手前の左手に曲がって行くとお寺があるのですが、その手前 500 メーターぐらい付近の北側です。渡人の農機具が壊れてしまって、もうこれから新しいの買っても、元が取れない、もう譲りたいということで、隣で耕作をしている受人。2 人は同級生だと聞いておりますが、買ってくれってということで話がまとまったってことでございます。今年作付はされておりませんが、ちゃんと保全管理がなされており、受人も農機具等はちゃんとそろえておりますので、問題はないかと思います。よろしく願いいたします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 5 号について説明を担当の議席番号 6 番、佐藤委員よろしくをお願いします。

(佐藤政也委員)

議案番号 5 番を説明します。

場所は 210 号線から平石に入りまして、1 キロぐらい行き、蓑草に繋がる広域農道に上がるところの付近です。受人は大分市からの移住者で、今年は田んぼを借りて、水稻の作付を行っているということです。今回の畑は自家用の野菜を作るということで話がまとまりまして、家庭用の耕運機や草刈り機、その他所有していますので問題ないと思われますので、審議のほどよろしくをお願いします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 7 号について説明を担当の議席番号 8 番、佐藤誠一郎委員よろしく申し上げます。

(佐藤誠一郎委員)

7 号議案の説明いたします。

申請地は庄内町庄内原で国道 210 号線を庄内から湯布院方面に向かって、庄内駅入口交差点を右折したところにある。庄内原字下ノ原にある 13 筆の農地でございます。渡人が離農することにより管理できないということで、不動産会社を介しての売買案件となります。譲渡人は 47 歳で譲受人は 53 歳です。売買案件ということで、譲受人は、10565 m²を水稻、残りの 1260 m²の露地野菜をする計画でございます。農業機械につきましては、トラクターコンバイン、田植機をリース予定でございます。経営面積は今 0 でございますけど、親のところと言え、奥さんも農業経験が 10 年あるということでございます。周囲を地域の営農を阻害する要因はございません。問題はない案件と思いますので、審議の方のよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 8 号については 9 番、高田委員が会議規則第 12 条の議事参与制限により退席となります。

【高田委員退席】

議案 8 号について説明を担当の議席番号 5 番、江藤国子委員よろしく申し上げます。

(江藤国子委員)

議案番号 8 番説明させていただきます。申請地の 373 番の 1 の場所は JR 湯布院駅の裏で JA 車両農機具車両センターの東側付近にある圃場整備田です。

195 番は旅館の五輪花の東側にあります。譲渡人ですが、現在 79 歳で耕作はお父さんがされていました。13 年前にお父さんが亡くなり、渡人も高齢で、今後も耕作できないことから、譲受人に耕作してもらっていました。今後も耕作ができないので、譲受人に相談したところ、売買の話がまとまったということです。受人は福岡にある会社の役員の関係で、住所が福岡市となっていますがほぼ湯布院で生活されており、農機具等も持っているので、特に問題ないと思います。受人は今年駅裏の耕作放棄地を所有者に連絡を取って 5 反ほど解消したりもしているので、特に問題ないと思います。

(議長)
質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。
・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・
挙手多数により承認します。

【高田委員着座】

高田委員に報告します。議案 8 については審議の結果承認となりましたので報告します。

日程 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について

日程第 3、農地法第 4 条の規定による許可申請について 1 件ほどあります。
議案説明を事務局お願いします。

【事務局朗読説明】

(議長)
それでは議案 9 号について、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)
別冊資料の 2 ページをご覧ください。申請地は川南の国道沿いにある農地です。
隣にニトリ倶楽部湯布院という、ニトリが所有している土地があります。
別冊資料 4 ページをご覧ください。始末書が別冊資料の 6 ページについております。
経緯としては約 2 年前から、隣接地との境界にコンクリートを設置して、農地以外
で使っておりました。現状、写真の上にあるように、一部土を運び入れ農地として
原状回復というな対応はしております。今回の申請において、別府市の平野工務店
という企業へ賃貸の駐車場事業として、貸し借りを行います。計画書や融資証明書
等もついておりましたので、何ら問題ないと思います審議のほどよろしく願い
いたします。

(議長)
質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。
・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・
挙手多数により承認します。

日程 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程 4 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、5 件ほどあり
ます。議案説明を事務局お願いします。

【事務局朗読説明】

(議長)

議案 10 号について説明を、担当の議席番号 10 番、大津委員よろしくお願いします。

(大津雄司委員)

10 号説明します。

場所は挾間町赤野になります。

210 号の挾間町郵便局交差点を、保育園の方向に上っていきまして、菊家を過ぎてほどなく右に入って、住宅地が並ぶ場所になります。今回、渡人 2 人がいらっしやいます。農業は営んでおりましたが、高齢のため、規模縮小ということで、今回宅地造成用地としての売却というふうになっております。ご審議をお願いします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 11 号について説明を担当の議席番号 11 番、竹林委員よろしくお願いします。

(竹林論一委員)

11 番の議案です。

場所は長宝団地と JR の線路の間の土地になります。この土地ですけど、長宝団地側から宅地がどんどん続いておりまして、JR の線路沿いの土地のみが田んぼになっている状況でした。特に周辺農地への影響等はないと判断しました。審議方よろしくお願いします。

(議長)

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 12 号について説明を議席番号 11 番、竹林委員よろしくお願いします。

(竹林論一委員)

12 番ですが、先ほどの 11 番のちょうど JR の線路を挟んだ反対側あたりの土地です。庄内のスマイル広場と韓国苑の間にあるような土地になっています。この部分だけ田になっておりまして、両サイドが、もうすでに農地ではありません。水路があるのですが、今まで通りの自然排水ということで、問題はないと判断しました。審議のほどお願いいたします。

(議長)

質疑を受けます。

(高田英委員)

申請地の資料 27 ページの計画なのですが。136 のところに車がずっと置かれているのですが、ここはもうすでに宅地になっているのですよね。そうすると 138-3 だけでいいのではないのかなという気がせんでもないのですよ。137 使わないと通られないのか、どういう状況なんかちょっと見えにくいのですが。どうでしょう。136 もすでに宅地化されたところに車をずっと置いているのですよね。137 は全然何も使わないのではないかという気がするのですが、どうでしょうか。

(竹林論一委員)

136 の方も、何かもう続いたような状況になっていまして、現状、137、138 と同じレベルです。

(衛藤将明委員)

写真から見ると何かちょっと段差があるようにも感じますが、その高低差とか、どういう施工するのかっていうところについて、ご質問します。

(竹林論一委員)

現状で高低差ついてないようでした。

(衛藤将明委員)

まっすぐフラットですかね。①から撮影ってなっている写真から見ると、下の方に車が見えるのでちょっと角度がついた形に見えると思います。道路から若干坂で登っていくような形状の地形だったと記憶しているので、若干の斜面かなと思います。何かフラットにする、車は段差があると登れないと思うので、そこら辺の施工とかどうなのかなと思ひまして、ご質問です。

(竹林論一委員)

210 号からちょっと高いレベルになっている状態です。
この進入路の部分を坂にして、スロープを作るみたいな感じのことを言っていました。

(議長)

その他質疑ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **挙手多数** ・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 13 号について説明を担当の議席番号 8 番、佐藤誠一郎委員よろしくお願ひします。

(佐藤誠一郎委員)

議案 13 号を説明いたします。

資料につきましては 28 ページから 37 ページになってございます。

申請地は庄内町庄内原で 210 号線を庁舎から湯布院方面に向かい庄内建設を過ぎて、橋の右側にある農地 4 筆で、譲渡人 3 名の合計 8,063 ㎡でございます。

転用の目的は、事業用地、一般廃棄物処理事業における中間施設となっています。売買による所有権移転です。既存の廃棄物処理先であるリサイクルセンターが、令和 9 年 10 月に閉鎖され、大分市にある、みどりの森環境センターに持ち込むことが決定されています。これに伴いまして、現在の小型収集車による個別搬入中心の運用から、大型トラックによる集約搬出型の運用を行う計画です。運搬の効率性、安全性、事業採算性の向上を図るもので、対象の廃棄物につきましては、事業系一般廃棄物関連及び委託の資源物、不燃物と由布市民の直接持ち込みとなっています。隣接同意書も付しています。隣接農地との境界に側溝を設置し、雨水や土砂の流出等を防止する計画です。宅地造成及び特定盛土規制法に係る県知事の許可につきましては申請中です。水路組合脱退同意につきましては、五ヶ村井路水利組合からいただいています。排水について浄化槽放流、雑排水放流、雨水について、同意を同じく五ヶ村井路水利組合からとっています。造成及び建屋の状況につきましては、添付の図面の通りで問題はないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

質疑を受けます。

(高田英委員)

ストックヤードをする場合には、産業廃棄物処理法に基づいて、ここに囲いをしなければならないというふうな基準があるかと思うのですが。それはこの図面からちょっと読み取れないのですよ。その辺どうでしょう。それと、ここの中の表層はちゃんと舗装するようにとかいうふうに、決められていると思うのですがそういった辺りの県との協議、保健所関係の協議はどういうふうに進んでいますか。

(事務局)

お答えします。他法令については、申請時に、他法令に気をつけながらチェックしています。必要な部分は同時進行で申請を進めていただきたいということは伝えていますが、今回の案件については、農業委員会への申請が今一番早く進んでいるのかなという感じの案件になります。

ただうちの方で採決されたとして、うちが先に許可を出すということはいたしませんので、最終的に一番遅く許可が出た日付と同日付けでの許可を出すという事務になっております。例えば廃棄物処理法に引っかかったら許可はでないっていう考えです。

(議長)

それ以外に質疑ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **挙手多数** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 14 号について説明を事務局の方から説明します。

（事務局）

別冊資料 39 ページからとなります。

場所については、久大本線の、南由布と湯布院駅の間の湯布院駅よりの線路沿いの道をちょっと入ったところとなります。

渡人は先月の案件でも、この字図の 345－7 と 345－1 を申請された方で、今回は受人が違いますが、申請して残った分の 345－8 に別荘を立てたいという人と話がまとまり、売買をするという形になっております。建物については 42 ページをご覧くださいなのですが、1 棟建つという形で、趣味でベコニアのハウスをつくりたいということです。その横にハウスを建てて、細長い土地については利用度が難しいので資材置場と農機具等を置かせていただきたいというような計画になっております。経緯書がその資料につけていないので申しわけないのですが、先月の案件と同じで、隣の農地の方を近所の方などにお聞きして探したんですが、もう湯布院の方にもおられないし、連絡がちょっととれようがないということで、引き続き連絡がつく努力はいたしますというような経緯書が付いております。以上です。

（議長）

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

日程 5 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について

日程第 5 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可について 1 件ほどあります。事務局説明をお願いします。

【事務局朗読説明】

（議長）

説明を担当の議席番号 8 番、佐藤委員よろしく申し上げます。

（佐藤誠一郎委員）

資料の方は 48 ページから 54 ページになってございます。

申請地は国道 210 号線を庄内から湯布院方面へ行き庄内駅入口交差点を右折した右側の農地です。店舗を申請するため賃貸借権の設定を 30 年とするものです。

譲受人は、株式会社セブンフィナンシャルサービス。譲渡人は 4 名の農地面積 2,743 m²です。水路組合脱退の同意を地元の東家水道組合からとっています。また、排水につきましても、浄化槽放流の同意を水利組合からとっています。隣地同意書につきましても、隣地農地の所有者から同意を取っています。建設計画につきましても添付の図面の通りです。申請目的の通り、転用、隣地耕作地に迷惑をかけない誓約書もあります。宅地造成及び特定盛土規制法に係る県知事の許可書を令和 8 年 6 月 24 日で取得しています。問題のない案件等と考えていますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)
質疑を受けます。なければ承認される委員の挙手を求めます。
・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・
挙手多数により承認します。

日程 6 非農地証明発行について

日程第 6 非農地証明発行について 2 件ほどあります。
議案説明を事務局お願いします。

【事務局朗読説明】

(議長)
議案 16 号について質疑を受けます。採決をいたします。
現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を
発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。
・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・
挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案 17 号について質疑を受けます。採決をいたします。
現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を
発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。
・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・
挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

日程 7 農用地利用集積等促進計画について

日程第 7 号農用地利用集積等促進計画について 6 件ほどあります。議案説明を事務局
お願いします。

【事務局朗読説明】

(議長)
議案 18 号から 23 号について一括して質疑を受けます。

(衛藤将明委員)
2 番の衛藤です。議案番号の 22 番についてご質問させてください。
貸付期間が 7 ヶ月っていうケースは結構まれなので、どういった経緯でこうなった
のか、もしわかれば教えていただきたいです。

(事務局)

実際の貸付期間が令和5年の9月1日から始まっておりまして、期間の延長として今回新規で7ヶ月延長として上がってきております。

(衛藤将明委員)

この7ヶ月を経過すると、一旦お戻しするっていう契約ってことですかね。

(事務局)

また延長するか解約するかは分かりませんが。

(議長)

他、質疑ありませんか。なければ一括して承認に移ります。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **挙手多数** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により議案18号から23号を承認します。

その他何かありませんか。なければ以上で会議規則第7条による議案審議を終了します。

大変お疲れ様でした。

議事録署名委員
